

令和8年度新潟まつり花火大会における仮設店舗の出店者募集要項

1. 概 要

(1)主 催

新潟まつり実行委員会

(2)出店事務管理

新潟まつり実行委員会花火部 出店とりまとめ事務局

(3)出店日時

令和8年8月9日(日) 午後3時から午後8時30分まで

※荒天順延なし:中止判断午前11時頃を予定

※入場規制時間帯は午後6時～午後8時30分まで(予定)

(4)出店場所

信濃川両岸やすらぎ堤内

※出店場所の詳細は、出店者決定後に抽選(くじ引き)にて決定する。

(5)募集対象者

新潟市内に事業所を有し、新潟商工会議所に入会している企業、団体及び
個人事業者

(6)募集定数

飲食店舗 6店舗

(7) 出店施設

仮設(テント張り)の飲食店舗、またはキッチンカー。

原則として1団体1店舗とします。

基本サイズは間口3間(5.4m)×奥行2間(3.6m)とします。

店舗の設営、運営、撤去、清掃等に係るすべての費用は出店者の負担とします。

(8) 募集条件

①新潟市内に事業所を有し、新潟商工会議所に入会している新潟市内の企業、団体及び個人事業者。

②以下の各号に該当しない者。(※)

ア 暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等」に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

イ 暴力団と社会的に非難される関係を有する者(以下「密接交際者」)

ウ 暴力団員又は密接交際者が関与している反社会的集団・グループ等に加入している者

エ 前記ア～ウの者等が実質的に経営を支配する又は経営に関与している仮設店舗の出店を申請する者及びその従業員

オ 暴力団員と生計を同一にしている者

カ 暴力団員等であることを知りながら、これを使用または雇用し、若しくは利用する者

③食品衛生法第55条第1項の規定に基づき臨時食品営業許可を取得できる者。

(9) 募集期間

令和8年5月7日(木)～5月22日(金)午後5時まで

※詳細はP4「2. 出店スケジュール」を参照

(10)提出書類

- ①新潟まつり花火大会仮設店舗等出店者公募参加申請書
- ②表明・確約書

(11)提出方法

新潟まつり実行委員会花火部出店とりまとめ事務局へメールにて提出

※詳細は P4「2. 出店スケジュール」を参照

(12)定数を超える募集があった場合の措置

過去の祭礼における実績等を考慮したうえで、出店とりまとめ事務局が出店者を決定します。なお、結果についての苦情は受け付けません。

(13)出店営業及び調理に伴う留意事項

別紙「出店営業及び調理に伴う留意事項」を遵守してください。

2. 出店スケジュール

(1) 募集要項発表・申込開始

令和8年5月7日(木)

新潟市 HP 及び新潟商工会議所会報、会員向けメール配信にて募集を発表します。

【募集方法】

- 新潟市 HP から申請書および表明・確約書をダウンロードしてください。
- 必要事項を記入の上、出店とりまとめ事務局へメールにてご提出ください。

【事務局連絡先】

kigyo@city.niigata.lg.jp

経済部企業誘致課内 新潟まつり実行委員会花火部 出店とりまとめ事務局

- 添付書類を忘れずにご提出ください。
- 出店品目の調整は行いません。
- 表明・確約書の従業員欄は、当日従事する全ての従業員の氏名をご記入ください。

(2) 申込〆切期限

令和8年5月22日(金) 午後5時まで

(3) 出店可否・場所の抽選・調整

令和8年5月下旬

申請者数が募集店舗数を超えた場合、過去の祭礼における実績等を考慮したうえで、実行委員会が出店者を決定します。

【場所の抽選方法】

- 出店とりまとめの迅速な事務及び申請者の負担軽減のため、申請者を集めての抽選は行わず、出店とりまとめ事務局でくじ引きにて場所を抽選します。
- 抽選結果についての苦情は受け付けません。
- 抽選結果後、出店の変更またはキャンセルがある場合は、速やかに出店とりまとめ事務局までご連絡ください(TEL 025-226-1689)。

(4)抽選結果通知

令和8年5月29日(金)

出店とりまとめ事務局から当選者へ、「当落通知書」一式をメールにて送付します。この送付をもって結果発表とします。

【発送資料】

・当落通知書 ・出店場所の位置図

・業務車両通行証交付申請書 ・販売員証申請書 ・販売品目リスト

○「業務車両通行証交付申請書」「販売員証申請書」「販売品目リスト」は、事前説明会(令和8年6月下旬予定)にご持参ください。

○抽選結果について、電話などによるお問い合わせにはお答えできません。

○当選者は、出店場所の変更ができません。

(5)事前説明会開催・資料の提出

令和8年6月下旬予定

新潟まつり花火大会当日の留意事項等を説明します。

○会場にて、「業務車両通行証交付申請書」「販売員証申請書」「販売品目リスト」をご提出ください。

○当日参加できない出店者は、郵送にて資料をご提出ください。(説明会開催までに必着)

○後日、出店とりまとめ事務局から出店者へ、「通行許可証」「販売員証」を発送します。

○出店当日、「通行許可書」は車両に掲示し、「販売員証」は従業員が携帯してください。

(6)出店料等入金

令和8年7月17日(金)まで

出店料は、花火協賛金(50,000円)+出店保証料(50,000円)の計100,000円となります。

○花火協賛金 1店舗あたり 50,000円

原則返金しません。ただし、雨天等により花火大会が中止となった場合は、既納の出店料から実費相当額を差し引き、返金します。

なお、期日までに振り込みがない場合は、出店を取り消します。

○出店保証金 1店舗あたり 50,000円

原則返金します。ただし、出店後の原状復旧その他を新潟まつり実行委員会が点検のうえ、修復の実費費用が生じた場合は、実費相当額を差し引いた額を返金します。

なお、期日までに振り込みがない場合は、出店を取り消します。

○振込先

【振込先】

第四北越銀行 小針南支店<店番号 294> 普通 2046867

口座名義 新潟オープンカフェ推進実行委員会 代表 鈴木 寿行

(7)出店期間

令和8年8月9日(日)まで

搬入は、8月9日(日) 午後0時30分～午後3時まで

搬出は、8月9日(日) 午後8時30分～8月10日(月)正午まで とします。

(搬入、搬出口は事前説明会にて指定)

3. 出店に関する留意事項

(1) 臨時食品営業許可証の取得

出店者決定後、出店者は臨時食品営業申請書を保健所食の安全推進課(新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号)へ各自で提出し、まつり当日までに臨時食品営業許可証を取得してください。(詳細は新潟市 HP「臨時食品営業許可申請について」を参照。)

(2) 販売についての制限

営業権の譲渡又は転貸及びあらかじめ定められた場所以外での営業行為(移動販売も含む)を禁止します。また、申請書に記載した販売品目に対し、当日の販売品目の変更は、禁止します。

(3) 現地の復元

現地撤去時は原状復旧し、使用した石、ブロック類は持ち帰ってください。原状復旧に費用が発生する場合は、出店保証金からその費用を差し引くものとします。それを上回る実費分は出店者の負担とします。

(4) 破損物の修復

出店者又は従業員が占有許可物件を破損した場合は、出店者の責任と負担において直ちに修復しなければなりません。出店撤去後、占有許可者の検査の結果、許可物件の破損損害が発見された場合は、出店者は損害賠償の責を負うものとします。なお、破損の修復に要する費用は出店保証金から差し引くものとし、それを上回る実費分は出店者の負担とします。

(5) アンケートの提出

花火大会での出店終了後、2週間以内に出店結果アンケートを新潟まつり実行委員会出店とりまとめ事務局まで提出してください。

(6)出店の取消及び出店営業の停止

出店者が本募集要項または暴力団排除に関する出店規約に違反、実行委員会の指示に従わなかった場合は、出店の取消又は出店営業を停止します。この取消又は停止によって生じた出店者の損害について、実行委員会は一切その責を負いません。

4. 問い合わせ先

新潟まつり実行委員会花火部 出店とりまとめ事務局 菅家・竹中

Email kigyo@city.niigata.lg.jp

Tel 025-226-1689

FAX 025-228-2277